※申請を行う場合は、必ずこの募集要項の内容に目を通し、自身で要件を確認してください。

令和８年度　岩国市創業支援補助金
募集要項

１　目的

岩国市内において、新たに事業を営もうとする者を支援し、もって市内経済の活性化を図ります。

２　申請受付期間

随時受付　※予算額に達し次第、受付を終了します。

３　補助対象者

次の要件をすべて満たす者

⑴　補助金の交付申請日の属する年度に岩国市内で新たに創業（※１）しようとする者又は創業した（※２）者。ただし、過去にこの補助金の交付を受けた者を除く。

⑵　岩国市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人

⑶　次に掲げるいずれかを証する書類の交付を受けている者。

ア　岩国商工会議所の主催する令和８年度いわくに創業カレッジを修了した者（※３）

イ　岩国市の特定創業支援等事業（※４）又は創業者育成強化事業（※５）を受講し、かつ、岩国地域中小企業支援センターの推薦（※６）を受けた者

⑷　次に掲げる補助金の交付を受けていない者

ア　岩国市まちなか再生事業助成金（家賃補助を除く）

イ　岩国市買い物弱者支援事業費補助金

ウ　岩国市地域おこし協力隊起業等支援補助金

エ　岩国市重要文化的景観生活生業支援補助金

オ　対象経費を同一とする国、県等の補助金

⑸　次のいずれにも該当しない者

ア　岩国市に納付義務のある税及び料を滞納している者

イ　岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

※１　創業の定義について

この補助金において、「創業」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいいます。

【次の場合は、この補助金の創業に該当しません】

・給与収入や年金収入等のある者が、副業として創業するもの

・既存の法人の代表又は役員の職にある者による創業

・中小企業基本法に規定する会社に該当しないもの
（社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等）の創業

・個人による事業の法人化、法人変更等

・２親等以内の親族からの事業承継

※２　新たに創業した者について

この補助金において、新たに創業した者（新規創業者）とは、岩国市創業支援補助金を申請した日の属する年度の前年度以降に市内で創業した者をいいます。

例：岩国市創業支援補助金を令和８年４月 10 日に申請する場合

申請可　　令和７年４月１日以降に創業している者

申請不可　令和７年３月 31 日以前に創業している者

※３　前年度以前にいわくに創業カレッジを修了している者について

原則として、いわくに創業カレッジを修了した年度に補助金申請を行うこととしていますが、事情により修了年度に申請ができなかった場合でも、下記の要件を満たしている者はいわくに創業カレッジ枠での申請を可能とします。

令和７年度修了者

未創業者、新規創業者ともに申請可能

令和６年度以前修了者

未創業者に限り、中小企業支援センターの指導を受け、事業に係る推薦（※５）を取得した場合に申請可能

※４　特定創業支援等事業について

特定創業支援等事業とは、次の表に掲げる認定連携創業支援機関において実施する「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の４分野の個別相談又はセミナーをいいます。

なお、特定創業支援等事業を受講した証明書は、上記の全ての分野の個別相談又はセミナーについて、１か月以上の継続的な支援を受けた場合に交付します。

前年度以前に修了証を取得した者の取り扱いについては、前項に準じます。

認定連携創業支援機関	支援内容	連絡先
しごと交流・創業支援施設　Class Biz.	個別相談	麻里布町 2-5-17 （0827）28-6565
岩国地域中小企業支援センター	個別相談	三笠町 1-1-1 商工会議所内 （0827）21-4201
岩国商工会議所	個別相談、セミナー	三笠町 1-1-1 （0827）21-4201
岩国西商工会	個別相談	周東町下久原 1568-2 （0827）84-0183
やましろ商工会	個別相談	美川町四馬神 1310-4 （0827）76-0100

※５　創業者育成強化事業について

創業者育成強化事業とは、特定創業支援等事業において認定された連携創業支援機関が実施するものであり、「環境」「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「デジタル」の６分野に加え、総合的な経営に関する内容を受講し、合計７分野について実施される個別相談又はセミナーをいいます。

なお、本事業は、上記７分野すべてについて、６週間以上の継続的な支援を受けた場合に受講したものとみなします。

また、前年度以前に修了証を取得した者の取扱いについては、前項の規定に準じます。

※６　岩国地域中小企業支援センターの推薦について

創業に必要な事業計画書（センター所定の様式による。）を岩国地域中小企業支援センターに提出し、コーディネーター等の支援を受けた上で推薦書の交付を受けてください。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当しない事業である必要があります。

⑴　表１に掲げる補助対象外業種

⑵　チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業

⑶　常時従事する者を必要としない事業

例：コインランドリー、コインパーキング、太陽光発電事業、不動産賃貸業(アパート経営)

表１　補助対象外業種

令和６年４月改定「日本標準産業分類」による。

1 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）

2 漁業（大分類 B に含まれるもの。）

3 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）

4 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）及び歯科診療所（小分類 833）

5 医療・福祉（大分類 P）のうち、社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 85）

6 次のサービス業等

ア 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 に含まれるもの。）

イ 易断所、観相業（細分類 7999 に含まれるもの）

ウ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803 に含まれるもの）

エ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8094 に含まれるもの）

オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 に含まれるもの）

カ 集金業、取立て業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)(細分類 9299 に含まれるもの)

キ 政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの）

ク 宗教（中分類 94 に含まれるもの）

ケ 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの（風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業）

7 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める業種

5 補助対象経費

補助対象経費は、店舗改装費、広告宣伝費、備品購入費（消費税及び地方消費税を除く。）とします。ただし、次に掲げる場合の経費は、補助の対象外となります。

⑴　岩国市以外に本店を置く事業者が施工する店舗改装費
⑵　申請者の２親等以内の親族又は親族が役員の法人に発注した経費
⑶　補助金の交付決定前に既に着手した経費

例　対象経費・対象外経費

区分		経費内容
店舗改装費（市内に本店のある事業者が施工するもの）	対象経費 ○	・新築、増改築を含む店舗工事費 ※自宅兼店舗・事業所の場合、入口が分かれている等、自宅スペースと事業スペースが明確に区別されている必要があります。 ・外装、内装工事 ・看板設置（店舗に直接設置するもの） ・設備工事（エアコン等の空調、給排水設備工事等）
	対象外経費 ×	・岩国市外に本店のある事業者が施工するもの ・外構、駐車場、玄関アプローチ部分の工事費用
広告宣伝費	対象経費 ○	・チラシ、ショップカード製作費 ・広告掲載費（創業前後における１か月分のみ） ・ホームページ開設費
	対象外経費 ×	・個人の名刺 ・ポイントカード ・登記に要する費用及び登録免許税
備品購入費	対象経費 ○	・事業において直接必要な什器や備品、機械 ・車両の改造費（キッチンカー及び福祉車両への改造のみ対象。既に事業に必要と認められる改造がなされている車両を購入する場合は車両本体も対象とする。） ・１点あたり 10 万円（税込み）以上のものが対象 ※中古品の場合は古物商許可を受けた事業者より購入すること
	対象外経費 ×	・汎用性が高く、目的外使用になり得るもの ・事務用のパソコン、タブレット、プリンタ、ソフトウェア ・車両本体（補助対象のものを除く。） ・配送費 ・消耗品 ・親類、知人、ネットオークション、フリーマーケットアプリ等による個人間取引によるもの

※上記に掲示がないものについては個別に審査し適否を決定します。

6 補助金額

補助金の率及び上限額は、次の表に掲げる区分ごとに定めるとおりです。

区分	未創業者	新規創業者
３⑶アのいわくに創業カレッジ修了者	補助率 1/2	補助率 1/4
	上限 60 万円	
３⑶イの特定創業支援等事業受講者	補助率 1/2	補助率 1/4
	上限 40 万円	
３⑶イの創業者育成強化事業受講者	補助率 1/2	補助率 1/4
	上限 60 万円	

備考　表中「未創業者」とは、岩国市創業支援補助金を申請する時点で未創業である者をいい、「新規創業者」とは、３の「※２　新たに創業した者について」に規定する創業者をいう。

7 補助申請について

補助金の申請は、次に掲げる書類を市役所商工振興課へ提出してください。なお、申請時に提出書類等の確認が必要なため、提出の際には事前に予約をしてください。

⑴　申請時チェックシート（市様式）
⑵　申請書（３枚組、市様式）
⑶　申請者の住民票（法人の場合は、登記簿謄本の写し）
⑷　いわくに創業カレッジ修了者として申請する場合…カレッジ修了証
　特定創業支援等事業受講者又は創業者育成強化事業受講者として申請する場合
　…特定創業支援等事業を受けたことの証明及び、岩国地域中小企業支援センターの推薦書
⑸　事業計画書（岩国地域中小企業支援センター所定の様式）
⑹　事業所等の位置図（住宅地図等）及び平面図
⑺　事業所等の内観、外観写真（カラーで印刷、３枚以上）
⑻　補助対象経費に係る見積書の写し
⑼　事業に係る許認可の写し（許可が必要な業種に限る）
⑽　事業所等の賃貸借契約書の写し
⑾　誓約書（市様式）
⑿　相手方登録申請書（市様式）
　※車両改造等に係る経費がある場合は、下記の書類も必要となります。
⒀　車検証の写し
⒁　移動販売車による営業に係る許可証の写し

8 交付決定について

⑴　交付決定前に着手したものは、補助の対象となりません。必ず着手前に申請を行い、交付決定を受けてから着手してください。
⑵　交付決定を受けた事業は、交付決定を受けた日の属する年度の３月 31 日までに工事及び発注先等への支払いを完了する必要があります。工期等余裕をもって補助金の申請をしてください。
⑶　交付決定を受けた内容に変更が生じた場合、補助金の変更交付申請が必要となります。
⑷　交付決定後に当初の予定より補助対象経費が増額し、補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を上回った場合でも、当初の交付決定額が上限となりますので、補助金額は増額しませ

ん。また、交付決定時に認められた補助対象経費間で補助金額を振り替えることや、未使用となった補助金額を新たな補助対象経費に充当することはできません。

⑸　補助金の交付には、次の条件が付されますのでご注意ください。条件に違反した場合は、「10 留意事項」の補助金の返還請求をする場合があります。

ア　創業に必要な関係法令の許認可等を補助対象事業の完了までに取得すること。

イ　補助金の交付を受けた日の翌年度から３年間、創業に係る事業の状況報告書を提出すること。また、創業カレッジ受講者は岩国商工会議所に、中小企業支援センターの推薦を受けた者は中小企業支援センターに当該状況報告書を提供することについて同意すること。

ウ　その他市長が必要と認める条件

9 実績報告について

⑴　補助事業完了後、交付決定を受けた日の属する年度の３月 31 日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書を提出してください。

ア　事業実績報告書（市様式）

イ　領収書等、補助対象経費に係る費用についての支出を証明する書類

ウ　補助事業の状況がわかる写真（カラーで印刷、３枚以上）

エ　補助金に係る事業を開始したことが確認できる書類

オ　事業に係る許認可の写し（申請時に提出しなかった場合に限る）

カ　広告やチラシは現物、ウェブサイトを作成した場合は URL とページを印刷したもの

⑵　実績報告書の提出を受けて、市が現地調査等必要な確認を行い、補助金の額を確定します。

⑶　補助金の額は、交付決定時の見積金額等により算定します。発注先等への実際の支払額が交付決定の額を下回った場合は、補助金の額も減額します。

⑷　クレジットカード決済の場合は、①カード会社からの明細、②口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳のコピー等）の提出も必要です。口座からの引き落としが補助事業期間内に完了しない場合は、補助対象外になります。

10 その他の留意事項

⑴　補助金の交付を受けた日の翌年度から３年間、創業に係る事業の状況報告書を市に提出してください。なお、創業後の経営実態の把握等の目的のため、創業カレッジ受講者は岩国商工会議所に、中小企業支援センターの推薦を受けた者は中小企業支援センターに当該状況報告書を提供します。

⑵　次のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めます。

ア　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

申請スケジュール

交付決定には２～３週間程度を要します。市が交付決定する前に着工、購入したものは補助対象になりませんので、早めに申請書を提出してください。

～申請の流れ～

市へ事前相談

◆市商工振興課へ事前相談を行ってください。

いわくに創業カレッジ受講

特定創業支援等事業又は創業者育成強化事業による支援

◆要件となる創業カレッジまたは創業者育成支援事業を受け、事業計画を作成します。

特定創業支援事業を受けたことの証明
＋
中小企業支援センターの推薦書を取得

◆特定創業支援等事業又は創業者育成強化事業での申請の場合、特定創業支援事業を受けたことの証明と、岩国地域中小企業支援センターの推薦書を取得してください。

申請書類一式作成

補助金申請

◆商工振興課へ必要な書類を添付して提出してください。
◆提出の際は予約が必要ですので、ご連絡ください。（TEL 29-5110）

補助金交付決定

◆書類審査後、補助金交付の可否を決定し通知します。

改装等着工

◇必ず、交付決定が下りてから着工に取り掛かってください。

実績報告書提出
3 月 31 日まで

◆工事等の支払いが終了次第、すみやかに実績報告書を提出してください。
◆実績報告書の提出後、市の担当者が現地確認を行います。

補助金交付

◆書類審査後、「相手方登録申出書」に記載した口座に補助金を振り込みします。

事業状況報告

◆補助事業が終了した翌年度から３年間、市へ事業状況報告書を提出する必要があります。

対象要件チェックリスト（令和8年度版）

1	○岩国市内で創業する（岩国市内に店舗等を構える）	はい	いいえ
2	○住民票は岩国市内にある 　または ○法人の本店住所が岩国市内にある	はい	いいえ
3	○未創業者：業種は問わず、この 1 年間で創業の実績はない （事業収入を得たことはない） 　または ○新規創業者：令和7年4月1日以降に創業した	はい	いいえ
4	○既存法人の代表または役員の職にはない	はい	いいえ
5	○岩国市に納付義務のある税及び料を滞納していない	はい	いいえ
6	○副業としての創業ではない （副業の例） ・現在の勤め先を退職せず、勤務を続けながら創業する ・別業種で事業を行っているが、新たな業種で事業を開始する　等	はい	いいえ
7	○創業する事業は、補助対象外業種ではない（p3 参照） ○風営法に基づく許可または届出が必要な業態ではない （例：風俗営業、バーや居酒屋など深夜における酒類提供飲食店営業等）	はい	いいえ
8	○事業形態は無人店舗ではない （無人店舗の例：コインランドリー、コインパーキング、太陽光発電事業等）	はい	いいえ
9	○自宅兼事業所の場合、入口が分かれている等、自宅スペースと 事業スペースが明確に区別されている	はい	いいえ
10	○チェーンストアやフランチャイズ契約に基づく事業ではない	はい	いいえ
11	○交付決定を受けた後に工事等に着手し、令和9年3月末日までに実績報告書を提出できる （開業届もしくは法人設立届出書の写しも添付する必要あり）	はい	いいえ
12	○（必要な場合）事業を開始するにあたり必要な許認可等の手続きを確認しており、食品衛生法や建築基準法、景観法等の関係法令に違反していない	はい	いいえ

※回答欄に「いいえ」がある場合、原則として補助対象となりません。
また、その他にも要件がありますので、詳細は必ず募集要項を確認してください。

問い合わせ先：岩国市商工振興課　企業振興班　TEL (0827)29-5110